

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和8年3月2日(月)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

請願第1号 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて

議案第19号 三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)

議案第23号 三次市国民健康保険税の条例の一部を改正する条例(案)

議案第24号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)

議案第25号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

議案第26号 三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第27号 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第37号 指定管理者の指定の変更について

4 出席委員 新田真一、月橋寿文、重信好範、藤岡一弘、増田誠宏、國重清隆、片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【福祉保健部】 菅原福祉保健部長、白附社会福祉課長、山口高齢者福祉課長、可部障害者福祉係長、佐藤高齢者福祉係長

【子育て支援部】 中村子育て支援部長、柳保育課長、向井保育係長

【市民部】 松本市民部長、藤田課税課長、折山環境政策課長、村上市民課長、奥野市民税係長、今井資産税係長、長谷川保険年金係長、三竿環境政策係長

【教育部】 宮脇教育部長、豊田教育部次長、新谷学校教育課長、田中学事係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○新田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会、令和8年3月定例会のフォルダでございます。審査順の通り行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていきたいと思っておりますので、円滑な進行に皆様のご協力よろしくお願いたします。

本日の委員会では、初めに連合審査についてご協議いただきます。次に請願1件について、提出者から請願書を提出された、その趣旨、内容等の説明をしていただき、委員からの質疑を行います。その後、

所管部署である福祉保健部から、この請願に対する市の見解や、これまでの取り組みなどのヒアリングを行い、委員から質疑を行います。

次に福祉保健部の議案1件、市民部の議案2、子育て支援部の議案3件、教育部の議案1件について審査を行い、その後、所管事務調査を実施します。以上の日程を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ではそのように進めさせていただきます。

初めに、連合審査会の開催についてご協議をお願いいたします。議案第34号「三次市過疎地域持続的発展計画の策定について」は、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項に関連するものであり、3月4日水曜日、連合審査会を開催したい旨、総務常任委員長から申し入れがありました。本件については、議事運営委員会においても確認された事項であります。それではお諮りします。議案34号についての連合審査会の開会に同意してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、そのように決定し、同意書を提出させていただきますので、3月4日水曜日、午前10時、議場へお集まりください。

それでは審査に入ります。請願第1号「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて」の審査を行います。本日は請願提出者の、県北部三次難聴者・中途失聴者協会、伊達さん、三次ろうあ協会、竹原さん、網膜色素変性症の会、花田さん、三次市要約筆記サークル「うかい」、松下さん、三次点訳サークル「ほおずき」、村竹さん、手話サークル「ゆい」、佐々木さんにお越しいただきました。ご多用の中、おいでいただき誠にありがとうございます。なお、要約筆記者の皆さん、手話通訳士の方にも同席をいただいております。本日は初めに、請願書の内容について説明をしていただき、そののち委員の方から質疑を行わせていただきます。時間は説明と質疑を合わせて30分程度予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべて着座のままお願いいたします。なお、発言される際は、委員長と挙手をしてください。私から指名いたしますので、その後、発言を始めてください。よろしいでしょうか。それでは挙手し、説明をお願いいたします。

伊達さん。

○伊達さん 請願書を読み上げます。県北三次難聴者・中途失聴者協会会長、伊達元一郎、三次ろうあ協会会長、竹原瑞穂、網膜色素変性症の会会長、花田敏文、三次市身体障害者協会会長、添田龍彦、ままっ子クラブ代表、新元史子、難聴児親の会「ラビットクラブ」代表、川西愛美、三次市要約筆記サークル「うかい」会長、脇坂智富、三次点訳サークル「ほおずき」代表、村武美保子、手話サークル「ゆい」代表、山口茂美、紹介議員、鈴木深由希、藤井憲一郎、中原秀樹、件名、障害者による情報の取得

及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについての請願。全ての市民が、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場において社会に参画し、尊厳をもって生活することのできる社会の実現は、本市が目指すべき重要な理念であります。

近年、高齢化の進展や障害の多様化により、全ての市民が円滑に情報を取得し、安心して意思疎通を行うことができる環境整備の重要性は防災の観点からも一層高まっています。特に聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、発達障害者等にとって、情報及びコミュニケーションへのアクセスが十分でないことは、地域社会への参加を困難にする要因ともなっています。障害の有無にかかわらず、必要とする情報を適切に取得し、その情報に基づき意思表示及び意思疎通を行うことができる環境を整備するとともに、意思疎通の手段が確保されることが不可欠であり、これらは全ての市民に保障されるべき基本的事項であります。令和4年5月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、国及び地方公共団体には、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もが等しく情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を行うことができる環境整備を推進する責務が課されました。しかし、本市の行政窓口や公共施設、各種事業所において、災害時の情報提供及び教育、医療、福祉の各分野で、手話通訳、要約筆記、字幕、音声案内、点字等による情報保障が十分とは言えない現状が見受けられます。総務省・デジタル庁では「誰ひとり取り残されない、人に優しいデジタル化」を掲げています。ウェブサイトが不可欠な情報源となっている現代において、利用者の障害の有無や程度、年齢や利用環境を問わず、あらゆる人々がウェブサイトの情報やサービスを常に安心して利用出来るようにウェブアクセシビリティの向上及び充実を図ることとしています。広島県では「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」及び「広島県手話言語条例」が令和7年9月30日制定、11月1日施行されました。手話言語は、音声日本語を手の形で表していると誤解されがちですが、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する音声言語とは異なる独自の体系を有する言語です。手話により社会生活を営む、聞こえない、聞こえにくい者にとって必要不可欠な視覚言語であり、情報獲得やコミュニケーションの手段として、また、教育を受け、社会生活を営み、人として成長するために大切に育まれてきました。国連の「障害者の権利に関する条約」（平成26年1月批准）や平成23年8月改正「障害者基本法」において「手話は言語である」ことが明記され、令和7年6月「手話に関する施策の推進に関する法律」で手話に関する施策の基本となる事項について定められたところですが、手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えません。ろう者が相談しようとしても手話でのコミュニケーションが成り立たず、行政サービス等を十分に活用できない状況にあります。手話言語が音声日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供、コミュニケーションが保障された社会を目指す「手話言語条例」を制定し、広く三次市民に周知及び啓発を図ることにより手話の獲得・習得ができて自由に手話で生活できる社会環境の整備を実現することは市の責務と考えます。平成28年施行「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（障害者差別解消法）では「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」「環境の整

備」を行うこととしています。令和6年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者差別解消法）が施行されて、事業者に対し合理的配慮の提供を義務づけるとともに、行政機関相互の連携の強化を図るほか、支援措置を強化することを内容としています。法律での「障害者」とは障害者手帳を持っている人だけではなく、あらゆる障害のある人、社会の中にある障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての人を対象としています。法律の施行により、暮らしやすい社会の到来を期待しましたが、社会全般に周知が進んでいません。以上のことから、本市において、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通を総合的に保障する条例」と「手話言語が言語であることを明確に位置付け、その理解の促進及び手話を用いた生活環境の整備を推進する条例」を、それぞれの目的及び特性に応じて別立てで制定することが、共生社会の実現に資するものと考えます。以上の趣旨に基づき、下記の事項についてお願いいたします。

請願事項、1. 障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段が確保されるよう、環境整備及び市民の障害理解を促進する施策を総合的に推進すること。2. 手話言語が独自の体系を有する言語であることを明確にするるとともに、手話言語を必要とする人が地域において安心して生活し、学び、働くことができるよう手話に関する施策を計画的かつ継続的に推進すること。3. 1. 2の施策の推進にあたり、市は、障害者や関係団体と意見交換する場を積極的に設け、互いにやるべきことを共有すること。その上で、この取組が市民にしっかりと伝わるためにも本市の特性に応じた、それぞれの条例を制定し、市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと。以上。

○新田委員長 請願趣旨ありがとうございます。それでは質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 ではよろしくお願います。先ほど説明いただいた中で、広島県で令和7年11月1日に、先ほど説明していただきました2つの条例が施行されました。この中には、市の責務などは書かれていませんでしたが、改めて、この三次市で2つの条例の制定が必要であると考えられる理由や思いについて聞かせていただきたいと思います。

○新田委員長 伊達さん。

○伊達さん 本日はありがとうございます。確かに、広島県においては、障害のある方の情報取得は意思疎通の違いに関する条例が制定されています。確かに、県条例は、県全体の基本的な理念や方向性を示すものであり、市町村の具体的な施策の実施までは、十分に担保ができない面があります。一方、市は住民に最も身近な自治体であり、日常生活、教育、福祉、医療、防災など、現場に直結し、直接担う立場にあります。三次市に条例を制定することで、市としての責務を明確にすること、市の実情、地域の特徴に則した具体的施策を位置付けること、事務員、事業者、学校、関係機関との共通理解を形成することが可能となります。特に教育や防災、窓口対応など市が主体となって行う分野においては、市条例による明確な根拠があることが、継続的で実行性のある取組につながると考えております。このため、

県条例があるからこそ、それを具体化し、現場で実現する役割を担う三次市として条例を制定する必要があるものと考えております。以上です。

○新田委員長 佐々木さん。

○佐々木さん 今日ありがとうございます。今、伊達さんが全体的なことをおっしゃってくださったんですけども、私は地域で地域活動しております。三次市が本当に広島県の中で誇れることと思うんですけども、地域で高齢者がとても明るくて元気です。地域を本当に支えてくださってます。朝の寒い時間の子どもの見守りから、本当伝統行事の継承から、地域の若い人たちの相談支援、地域の親睦、本当に誇れる、私が誇れる地域の高齢者なんですけれども、そういう方達が高齢ゆえに、耳が聞こえなくなったり、目が薄くなったりして、私たちのこの集まりの中からすると抜けていかれて、家の中に閉じ込められて、本当に孤独な苦しい生活を送られるようになってはいけないと思います。そうなりかけておられる方もあります。私はその人たちの手を離したくないんです。で、県の条例の中には、地域云々っていうのはなかったと思うんですね。でもそれはやっぱり県だから、県全体のことだからと思います。どうかあの地域に対して、条例を作ることで、地域のことも支援していただけたらとてもありがたいと思います。市長さんが市政演説の中で、まちづくりのことをおっしゃってました。共生社会のことも仰ってました。私はそれにとっても共感しました。改めて地域のことをお願いしたいと思います。それと、学校ですけれども、県の条例の中にはあるんですが、小中学校は、市立ですね、県立ではありません、となると、いいのかな、そのままっていう思いがあります。で、聞こえない子どもさんが手話取得とか、情報取得でということ書かれていたんですけども、今、手話ってとても広がりを見せてます。聞こえる子どもさんも学びたいという求めがあります。実際私行って、地域の小学校のサポーターしておりますので、授業のお手伝いをしたことがあります。三次市の協会の今いらっしゃる竹原さんと一緒に行かせていただきました。そのようなこともやっております。あと防災、やっぱり防災は近いところでないとは非常に不安です。県の条例には載っておりますけれども、改めて考えていただけたらと思います。それで、防災については手話で行って話を通じないと困る人もあるんですね。書くこと、書いて通じること、タブレットを使って伝えるとかそういうことでは難しい高齢のろう者もおられます。手話ってということも入れていただければありがたいなと思います。以上の3点を、個人的な活動を通して強く感じたので、今日言わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○新田委員長 竹原さん。

○竹原さん 手話について少し説明をします。手話は聞こえない人が使う、基本的に社会生活で、今の状況と日本語の声を使った日本語をもとに生活をしているのが基本になっていきますので、手話で社会生活を送るときには、どうしても平等にはならない。情報も途中で中途半端になってしまう。そういう状況で苦しい思いをして暮らしてきた、高齢の亡くなられた方もたくさんいらっしゃるんですが、今までそういった経緯もあります。それをずっと見ていると、1つ買い物をするだけでも、手話で表すとじろじろ見られることもありますし、説明も無視をされる、そういう状況もあります。その苦しみを、これか

らの生まれて育つ子どもたちに渡したくはない。そういう状況もありますので、しっかり皆さんに知ってもらいたいという意味があります。よろしくお願いします。

○新田委員長 伊達さん。

○伊達さん 私自身の経験で話したいと思います。私が難聴になったのは、生まれて2週間後です。それがわかったのが、年が3歳の時に言葉をなかなか覚えていないとか、情報が入りにくそうだったとか、耳鼻科に行って初めて聴覚障害であることがわかりました。そこから難聴であるがゆえに、小学校は、地域に聴覚障害者のための学校がなくて、広島とか、そういったところにあるんで、私は子どもを親元から離したくないので、近くの学校へ通わせることになりました。そこで強く感じたことは子どもに、教育というものが非常に大事なことだと思います。それはどういったかと言うと、私のような聞こえない人間が不自由な学校の中で、先生の話をする内容とかそれから、コミュニケーションをとるとか、それらが全然聞こえない環境の中で勉強してきたんです。それがゆえに、学びの中で知ろうとする情報、頭の中に入れる。そういう個々の教育の積み重ねをしていくそのものができないのです。それが自分で、勉強しながら、教育を受けながら、独自で頑張っていきたいというようになりました。そういった意味で、子どもの教育や、やはり、合理的配慮の環境の中で安心して学べる学校生活を送れるようにしてやりたいと思う、私の思いもあります。そういう孤独にならずに、独りぼっちにもならず明るく、学校生活を送っていけるよう願っています。以上です。

○新田委員長 花田さん。

○花田さん 私、視覚障害ですけども、視覚障害の生活の不自由さについて、また求める、お願いしたいことについて、お話をさせていただきます。まず視覚障害の人はですね、情報と移動に生活の難しさを抱えてるというふうに言われています。現実そうです。で、例えば情報というものは、すぐわかりやすく言うと、行政から届く書類です。皆さん手元で今、書類を見ておられると思います。これを見ることができないというつらさです。じゃあどうやるんかっていうと結局は、それは音声であったり、または点字であったり、というふうにしていくわけです。今ごろですから、パソコンを使ったりスマートフォンを使ったりして、その墨字を、プリントされている文字を、だんだん読み上げるということができたり、メールとかで、情報がタイムリーに入ってくるようにはなってきています。ただ、やはりそこには何かの工夫が必要で、墨字を、墨字と言ってますが、そのプリントをぴよっと渡せて見えるというわけではないわけなんです。ひと手間が必要ということです。なのでこういうことで考えると、今三次市でお願いしたいのは、三次市から出る行政文書は、目が不自由な人が、皆さん、請願者の人が目が不自由ではない人が、見るタイミングと同じようなタイミングで、やっぱり見れるべきだと思うんです。行政からの案内が家に届いてから1週間、どうしようもないっていう方がおられるんです。封筒には、三次市から届いたというのの今刻印が入っているんで、封筒は三次市から来たというものがわかる。けども、開けても、プリントだけであって墨字だということがわかるだけであってそこから、どうしようもない。市役所に電話をしても、何の文書が届いたんでしょうか、いやわからないんです、市役所か

ら届いたんです、これ、という現実があります。ここには何かの工夫で、その方が行政から届いた文書がわかるということがやっぱり必要だと思います。本人は何もしてないわけじゃなくって、例えばパソコンを勉強する、スマートフォン勉強する、点字も勉強する、何かの努力をして読もうと努力されています。それを応援する仕組みが必要だと思います。これが情報の課題だと思います。それから、移動に関して言えば、ご存じのように、視覚障害の人が白杖を持っています。白杖も突然、白杖を渡して使えるようになるわけではありません。そのテクニックというかトレーニングが必要です。けども、今三次には、そのトレーニングを受ける仕組みはないです。で、我流でやってる人が多いです。それを受けるために広島市に行くとか、ああいうようなことをしておられる方もあります。訓練給付のような事業の枠を作って、そこで学べる仕組みが必要だと思っています。以上です。

○新田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、他に質疑がありますか。

片岡委員。

○片岡委員 説明ありがとうございます。私の方からですね、今回県の方でも、意思疎通に係る推進に係る条例と、手話言語に係る条例、これ2本立てで別立てになってますけれども、今回市でも別立てで制定するという事でお願いいただけてますけれども、別立てにする意義、意味があれば教えていただきたいというふうに思います。

○新田委員長 竹原さん。

○竹原さん 別立てにしています、手話言語に関してです。言語として、確立を目指しているもの。それができて初めて手話を活用して、情報やコミュニケーションができるという意味で、まず言語と条例、言語条例とそのあとで情報コミュニケーションを分けて、別立てをすればと考えています。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

重信委員。

○重信委員 本日はありがとうございます。1点ほどお聞かせください。本市には、人工内耳の会の団体があります。県北三次難聴者の会として、人工内耳の皆さんとはどのように連携、今後されていくのか、1点お聞かせください。以上です。

○新田委員長 伊達さん。

○伊達さん 人工内耳友の会というのは、うちの協会とも連携を保っております。三次市だけでなく、県も、そして国もありますし、うちの全国の団体である、全日本難聴者中途失聴者団体連合会というもの、その全国の協会が一堂に集まった、国に要望するそのものの団体がありますが、その中に、人工内耳装着の方が約5割おられます。その人口内耳の装着者に対して特に、保険適用を今までは、保険からつかなくて、300万円ぐらいの手術をされていたわけです。それを全難聴が保険適用に要望して実現できまして、人工内耳装着者のために支援をしているわけです。それから人口内耳の備品が壊れたとか、これも保険適用にできるように要望を今やっております。その意味で、人工内耳装着の団体と、私たちの団体は連携しながら、同じ聞こえない者同士として、助け合っていくようになっております。以

上です。

○新田委員長 佐々木さん。

○佐々木さん 私は大変申し訳ないんですけども、そういう会のことは知っておりましたが、どういう活動されてるのかとちょっとよくわからなかったんです。ただ、この9団体の最初の会合のときに、会の方がお見えになって、お母さんだったんですけども、人工内耳で、息子も随分大きくなってるとは、手話を使うということをおっしゃったんですね。その方は、一人一人違うと思います。人工内耳をつけた後の聴こえとか、環境も変わると思うんですけども。手話も覚えているんだということをおっしゃられてました。そうなのかと。その時に初めて、お母さんから話を聞いて、わかったことがたくさんありました。これからですけども、そういうお母さん、そういう子どもさんと、私は手話をやっておりますので、その関連でも関わっていただけると、一緒にいろんなお話を聞いていきたいし、手話でお話できたら楽しいだろうなというのを思っております。これからですが、一緒にやっていきたいなという思いです。

○新田委員長 伊達さん。

○伊達さん さっき片岡さんから質問があった、別立てにする理由をこちらで用意しておりますので、お話したいと思います。両条例は、目的と対象が異なります。情報取得意思疎通条例は、障害全体を対象とした包括的なルール、手話言語条例は、手話を言語として位置づける専門的な条例です。役割を明確に、施策の実効性を高めるため分けて制定する意味があります。ですから、聞こえない者同士でも私のような音声言語を使ってそれを要約筆記で書いてあるものを見て、それを情報保障を得ているわけですが、手話の場合は日本語をもとにした手話言語を使っていたのではなくて、ろうあ者の独自のその文化で生まれたそのものが、手話言語という言葉が生まれたわけです。ろうあ者の間でコミュニケーションをとるときに手話でコミュニケーションをとっているわけですよ。ですから、情報を得るためには、手話を使っていれば、竹原さんも手話を読み取ることができます。その意味で分けております。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 今日はありがとうございます。三次市障害者計画というのを市が作ってますけども、それに関して何か不足してるものとかいうのがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○新田委員長 伊達さん。

○伊達さん さきほど障害者計画について不足すること、今は、聴覚障害者でいえば手話通訳派遣とか要約筆記者派遣とかそういう制度があります。それだけでは不十分です。障害者とは色んな障害者があってそれを理解していただかないと障害者に対する社会環境を変えていくことができないわけです。そして、それから差別解消による合理的配慮で民間事業者も義務となりました。その義務は、事業者にはきちんと合理的配慮をできるように、義務を守ってくださいということ、そして、学校関係には、聴覚

障害者の方、聞こえない、聞こえにくい子どもたちのために、それを配慮できる環境を整えてください。それから、三次市でも窓口対応がありますね、その窓口対応についても障害者の方が来られたらそれをきちんと合理的配慮ができていないかどうか、そういう例えば車いすで来られたときに、それを持ち物などがあつたときに、配慮できているか、そして近くまでに送り届けることができるかどうか、聞こえない方には、手話で対応、例えば、こちらの方が市の手話通訳者として設置されております。こういう人もいらっしゃいます。要約筆記はだけではなく、手話のできない方にはそれを窓口で筆談してもらったりとかそういう、できる環境にしてもらいたいと願っています。そして、防災については、障害者に対する配慮を、そして紙面上においての配慮はどうなっているかとか、そこまで考えておられるかどうか、例えば、東北大震災があつたのを覚えてますね。そこに1万5千人ぐらい亡くなりました。そのうちの9割が水で亡くなりました。地震による大きなケガとかとか、避難できなかったとか、それが避難できずに水の中で死んだという人がおつたわけですよ。そして、聴覚障害者とかそういう人達には、一般の健常者が1人亡くなるのに対し、障害者は2人から2.5人分亡くなりました。数の上では健常者の方がたくさん亡くなられたけど、障害を抱える人はその倍の割合を超えてました。そのように防災についてもしっかりと取り組んでいただきたいと願っております。以上です。

○新田委員長 竹原さん。

○竹原さん 簡単に言います。計画を作るときに、言われた通り、足りないところあるかもしれません。であれば、やはり当事者団体も含めて、丁寧に、きちんと話し合いをした上で進めてもらいたいと思います。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で請願提出者からの説明を終わります。皆さん、ありがとうございました。ここでしばらく休憩といたします。再開は10時55分とします。

午前10時48分 休憩

午前10時55分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。続いて請願書に関して、所管部署である、福祉保健部に対するヒアリングを行います。それでは、福祉保健部より市の見解やこれまでの取組等の説明をお願いいたします。

菅原福祉保健部長。

○菅原福祉保健部長 委員の皆様おはようございます。それでは請願に係る市の見解と取組の考え方についてご説明いたします。

まず、市の見解についてでございます。本市では、条例の制定はしておりませんが、これまで既存の制度により施策を進めて参りました。手話に対する考え方や総合的な施策につきましては、手話に関する施策の推進に関する法律、いわゆる手話施策推進法に、障害者に対する情報等の提供、利用促進につ

きましては、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基本理念が示されており、本市としましても、その理念に沿って事業等を実施してきて参っておるところです。障害者施策の考えた方につきましては、三次市障害者福祉計画を策定し、事業を進めておりますけれども、先ほどの法律には、各市町村で策定する障害者計画について、法律の規定に趣旨を踏まえたものとするように規定をされております。本市の障害者計画は、令和8年度末で更新し、令和9年度から進めていくこととなりますので、法律の趣旨を踏まえた内容としていくように考えておるところでございます。また計画更新に伴い、直接当事者の方々からご意見を伺う機会を設定することは、欠かすことができないと考えており、令和7年度に障害者に関するアンケートを実施し、現在分析を行っております。また、当事者団体を対象として、計画や事業についてのご意見を伺う場としたヒアリングも今後予定をしております。施策の推進につきましては、法律や県条例の理念に沿って取り組むことを基本として、障害者団体等と、しっかりとコミュニケーションや情報の共有を図り、施策や事業に取り組みたいと考えております。

続いて、市の取組の考え方についてご説明をいたします。まず、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法についてでございますが、情報の発信等に関する市全体の取組につきましては、インクルージョンの観点から、すべての人が等しく情報を入手できることが重要と考えております。情報の内容は様々ですが、状況等に応じて、文章にわかりやすい言葉を使用する、ルビを振る、或いはひらがな表示なども取り入れながら、障害の有無にかかわらず、皆さんに伝わるような工夫を行っております。また、他国語や言語により生じる壁については、市民課の「コトパット」を活用したり、各窓口へコミュニケーションボードを設置し、耳が不自由な方などに、筆談で説明を行ったりしております。あわせて、障害の種類や程度、入手する媒体等も異なることを踏まえ、市広報やホームページ、SNS等を活用した情報も発信しております。その他、情報発信の手段としては、必要に応じて、ケーブルテレビや音声告知等でも情報の発信をしています。

続きます、手話施策推進法についてでございます。平成30年の条例案の撤回後、条例の制定ではなく、施策や事業として、手話等の普及に関する事業を行っております。現在市では、社会福祉課へ手話通訳者を1名配置し、市役所内で相談や会議等での手話通訳の実施を行っておるところです。また手話に関する事業としましては、社会福祉協議会に手話奉仕員の養成講座。手話通訳者の派遣事業を委託し、養成や派遣を行っております。学校で手話の授業等を行う機会もございますので、今後も手話に対する理解を深めていただけるよう啓発を進めていきたいと考えております。説明は以上となります。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 まず1点お聞きします。先ほどもですね、説明していただきました、広島県においては先ほどの情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例と、手話言語条例の2つが制定施行されてるわけですが、その中には確かに市の責務というものを書かれていませんが、例え

ば、相互に協力することができる推進体制を整備すること、これは県ですね、また、市町村とは、緊密な連携を図るなど、連携については挙げられていました。改めて三次市として、この広島県が2つの条例を制定施行されたことについて、どのような見解を持たれているのかお聞きします。

○新田委員長 白附社会福祉課長。

○白附社会福祉課長 県の条例につきましては、昨年の11月から施行ということで、2つの条例ができております。これまで先ほど部長の方でも説明しましたが、市の方としましては、法律に基づいて、法律のほうには、国及び地方公共団体ということの記載がありますので、そちらの方を適用する形で条例をつくらず施策という形でさせていただいております。県の条例につきましては、手話に関すること、或いは情報に関することも、それぞれの支援という形で掲載がしてありまして、県はこういうふうにするということもありますし、先ほど議員の方からもありましたように協力、或いは相互に連携していくという掲載があります。市独自の事業以外でも、県で例えば手話の養成、通訳者の方の講座とかも、各地域で入るということもありますので、そういうところにつきましては、しっかりと検討、協力しながら実施していくということになってくるとは思うんですけども、支援でありますとかということについては、同じような、県にあるから市にできないということではありませぬので。その計画の中にですね、きちんとこういうことが必要ということをはっきりと明記をしながら、学校で教育の推進であることであれば教育委員会と調整して、支援をしていきたいと思っておりますし、事業所からの方も先ほどありました合理的配慮の説明とかも求められたら、それについてはしっかりとこういう考えがありますよとか、こういうふうにされたらどうですかということの支援はしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 説明ありがとうございます。これまでの三次市の取組も含めて聞かせていただいたんですけども、三次市としては、手話言語または、情報取得についても法律に則って、その基本理念に沿って実施されてきたというふうに理解をさせていただいたんですが、先ほど請願の中で、例えば情報取得については、その情報保障が十分とは言えない現状がこの三次市にもあります。また、手話言語については、やはりその手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えないというふうに説明をしていただきました。そのような当事者団体の方々の声も踏まえて、三次市では今、障害者福祉計画や、令和8年度から13年度については、地域福祉計画を推進していくというふうに聞かせていただいておりますが、十分でない部分についてどのように考えられているのか、市の見解を聞かせていただければと思います。

○新田委員長 白附社会福祉課長。

○白附社会福祉課長 手話施策推進法でありますとか、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法等ですね、先ほども部長の方から説明しましたが、各市町で策定します、障害者福祉計画に法律の趣旨を踏まえたものということになっております。県の条例とか法律とかを見ましても、その

手話に関する歴史でありますとか、考え方、言語としてこういうふうなことですということは記載をしてるんですけども、市としましては、現在、令和9年から更新する障害者福祉計画の方の見直しをしているところです。その中に先ほどありましたように、ヒアリングを行いながら、当事者団体の方のご意見を伺う、あわせて、条例ではですね、条例ということではなく、計画の中にもですね、そういう手話の位置付けでありますとか、情報のあり方ということはしっかりと明記しながら、計画をしていくことで、それぞれの計画、条例を読んでいただく、作って読んでいただくのも大切かもしれませんが、計画としていかに市が施策として進めていくかということ、計画の中に明記しまして、各関係団体とも協力しながら進めていきたいというふうには考えております。

○新田委員長 十分とは言えない部分は、何かあるかっていうことについてはいかがなんでしょうか。計画で位置付けわかったんだけど。

白附社会福祉課長。

○白附社会福祉課長 十分というのがですね、ちょっと私も、どこが十分か、私たちは私たちの視点で見ているのでどこが十分かということとはわからないんですけども。これから先、ご意見等伺う中で、この部分はこういうふうにして欲しいという、私たちが十分だと思っても足りない部分もあると思いますので、そういうところも含めて、ご意見を伺いながら計画の方にできる事業としては政策として考えていきたいというふうに考えているところです。

○新田委員長 他にございますか。

増田委員。

○増田委員 市の条例が制定していなくとも、法律、法の規定や県条例の理念を反映、施策として反映してるんで、必要ないっていうような意味なんかと思うんですけど、そういう部分も確かにあるかなというのは思うんですが、この今回請願出された団体の方は県条例の制定にも一定の部分関わっていらっしゃるってお伺いしております、そういった中で、今回の請願を出されているということは、先ほどちょっと請願のご説明の中で、県条例の地域云々がないとか学校の取組についての部分が弱いんじゃないかみたいなことを、る様々に述べられていらっしゃいました。そういった中でご存じ、県条例のたてりをご存じの上での請願提出っていう部分なんで、やっぱり地域に近い、三次市っていうか、基礎自治体である地域、皆さん当事者に近い自治体として部分として条例を制定することによって、もちろん各担当部署もやっついていかれると思うんですが、より一層の施策の推進が図られるんじゃないか。また、というような思いもあるんじゃないかと思うんで、そういう当事者に寄り添っていくという部分で条例制定について、再検討にしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺り、ご見解をお伺いしたいと思います。

○新田委員長 白附社会福祉課長。

○白附社会福祉課長 県の条例につきましては、先ほどありますように支援とかですね、いうことが、主な条例の項目としては、学校でありましたら学校に対する手話の取得の機会の確保の支援であります

とか、事業所に対しましては事業費に対する手話の取得の機会の支援、或いは、その推進体制をどういうふうにしますということがあります。これについては、全く同じような県がこういうふうな支援をしてるから、市もこういうふうな支援をしましょうということを条例にするというふうには考えておりません。先ほども言いましたように、支援をすることは大前提としてあると思いますので、そういうところは、条例としては県条例に沿ってでありますとか、法律に沿って支援をしていく、或いは理念に沿っていくということを基本とした上で、何度も言うようですが施策或いは事業の方で、こういう支援をしっかりとしていくという計画的なものでやっていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 おっしゃる通り、施策の面とかではこれはしっかりやっていただけるのはあると思いますし、条例がないとできない部分はないかなっていうのはもちろんあるのかなとは思いますが、そういった上で、理念的な条例になる部分、理念的な部分あるかもしれませんが、当事者団体の皆さんの思いとか、そういった部分をやっぱり強い思いをお持ちである中で、それを具現化していく、言葉として具現化していくもちろん計画とかあるんですけど、やはり市の施策としては、条例というのはやはり大きな、市の中の法令の中では、大きなたてりでありますんで、そういった中で、若干理念的な部分があるとしても、そういった部分を打ち出していくっていうことは考えられないのか、それについてちょっと再度お伺いします。

○新田委員長 菅原福祉保健部長。

○菅原福祉保健部長 まず障害者団体との意見交換コミュニケーションが図られてきていたかというところではなかったと感じておるところです。ですので、まずは、障害者団体等の方としっかりコミュニケーションを図ったり、意見交換していくことからやらせていただきたいと思っております。しっかり、その思いを聞かさせてもらった上で、次の段階へ踏んでいきたいというふうに今考えておるところです。

○新田委員長 白附社会福祉課長。

○白附社会福祉課長 すいません。その中でですね、今回の請願事項にもありますけども、請願事項の3の方ですね、本市の特性に応じたという文言もあります。意見交換はこれから行うように予定をしまして、それは条例を制定することが目的ではなく、今の段階では計画策定についての内容、或いは、こういうことがあったらいいとか、こういうふうに書いて欲しいとかいうことがあったらですね、そういう意見を伺いながら計画に反映させていただくためのヒアリングということになるんですけども、この市の特性に応じたというものが必要ということであれば、その内容はどのようなものかということを考えていく必要はあるというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 1点お聞かせください。先ほど請願者からもありましたけども、三次市からくる行政文書



白附社会福祉課長。

○白附社会福祉課長 手帳をお持ちの方の全体の割合ですね。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で請願第 1 号の審査を終わります。このまま議案審査に移ります。ここで説明員が入れ替わります。

(社会福祉課退室、高齢者福祉課入室)

○新田委員長 それでは次に、議案第 37 号「指定管理者の指定の変更について」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

菅原福祉保健部長。

○菅原福祉保健部長 それでは、福祉保健部が所管いたします、議案第 37 号「指定管理者の指定の変更について」のご説明申し上げます。

この度は、グループホーム作木及び作木冬季限定宿泊施設の指定管理期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2。第 6 項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例に基づく、グループホーム作木及び高齢者冬期限定宿泊施設設置及び管理条例に基づく、作木冬季限定宿泊施設について、現在の施設の指定管理者である、特定非営利活動法人元気むらさくぎから、運営継続が困難であるため、来年度の指定を取り消したい旨の申し出が令和 7 年 12 月 9 日付であり、市は同年 12 月 11 日に受領いたしました。事業継続が困難と判断した理由は、グループホーム作木を運営するに当たり、介護保険制度で定めるサービス提供体制が確保できないことが、主な理由と伺っております。施設概要でございますが、所在地は、三次市作木町下作木 739 番地 1 で、市立作木中学校のそばにある鉄筋コンクリートづくり 2 階建ての建物です。1 階が定員 9 人のグループホーム作木、2 階が定員 6 人の作木冬季限定宿泊施設となっております。指定管理料は、グループホーム作木が年間 0 円で、作木冬季限定宿泊施設が年間 32 万 5,000 円となっており、指定管理者である特定非営利活動法人元気むらさくぎにお支払いをしております。現在の指定管理期間の指定は令和 9 年 3 月 31 日までのところ。この度、令和 8 年 3 月 31 日までに変更し、令和 8 年 4 月 1 日からは、当面は市の直営で施設の維持管理を行って参ります。以上、議案第 37 号「指定管理者の指定の変更について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 2 点質問させていただきます。先ほど説明いただいた通り、指定管理者である元気むらさくぎの方から、継続運営が困難であるというふうに申し出があり、三次市としては、昨年 12 月にそれを受領したということでしたが、現指定管理者としてはサービス提供ができない体制であるということが、申し出の理由でしたが、三次市が受領、それを受領された理由を 1 点聞かせていただきたいと思

ます。2つ目は、当面は市の直営ということで運営をされるということですが、もともと指定管理として運営されていたものでございます。当面は市の直営ということなんですけれども、その先はどのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。以上2点です。

○新田委員長 山口高齢者福祉課長。

○山口高齢者福祉課長 2点、ご質問いただきました。まず、受領した市の理由というところなんですけれども、やはりグループホームのサービスを利用するためには、定められた人員配置がございまして、専門職の人員が確保できないという事情が、元気むらさくぎの中であるということ、そこを理由として、この度受領させていただいたというところでございます。専門職の人員確保ができないというところでございます。それから、当面令和8年度に入りましてからは直営ということになるんですけども、その先というところなんですけれども、施設の維持管理といたしましては、直営で実施をしながら、今後のどのようにグループホームのところもですね、どのようにしていくかというところは、今後、令和8年度はですね、令和9年度から、次の3年間の次期計画を策定する年なんですけども。その中で、次期3年間、9年度から11年度、それから、2040年という中長期的なところも見据えた中で、サービス量の推計とか、あとは入居者の見込みとか、そういったものをいろいろと推計していくわけなんですけれども、そういったところの、今後のグループホームの供給体制のあり方を見ながら、どのような形で、今後施設を運営していくかというところを考えていきたいと思っております。

○新田委員長 他にございますか。

増田委員。

○増田委員 先ほど藤岡委員の答弁でありましたが、(4)の市による直営管理、施設の直営管理という部分でおっしゃられましたが、これ具体的にどういうふうに運営されていくお考えですか。グループホームとしての運営について、どのようにされていくんか、ご説明をお願いします。

○新田委員長 山口高齢者福祉課長。

○山口高齢者福祉課長 元気むらさくぎの方で、3月31日まで運営していただくんですが、その後につきましては、市の方で、直営でグループホームを営業していくことはできませんので、純粋な維持管理、例えば浄化槽の管理とか、ああいった施設の維持管理というところをさせていただくということになります。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 そうだろうと思うんですけど、説明的に直営管理っていう部分ではご説明されたんで、このまま継続的にやられるのかなと思って質問させてもらいました。そこで質問させてもらうんですが、長年この地でグループホームとして運営されてきたっていう部分もありまして、そういった部分では、必要性というのはあったと思うんですが、先ほど少しもう今後の流れについてご説明いただきましたが、グループホームとしての必要性っていうんですよね、こういった部分については、この地域において、必要性ってのはどうなのか、その辺り1点目として聞かせてもらいたいと思うのと、2点目として、こ

れ市の施設であります。直営という部分もありますが、市の施設であり、市については専門的な観点から直営運営するのは難しいってのはわかるんですが、そういった部分で、他の事業者を見つける努力とかその必要性とかその辺りはいかがなんでしょうか。このあたりについて2点目で質問させていただきます。

○新田委員長 山口高齢者福祉課長。

○山口高齢者福祉課長 おっしゃっていただきました、作木の地というところにグループホームが今後必要なのか。それから、新たに事業所の、新規ですね、応募があるのかどうか。そういったところも、いろいろと今後の計画時期を策定する中で、判断していくところということになるかと思います。今の時点で、ちょっと明確な答えというところはないんですけども、事業所を見つけるという点につきましては、現時点では、お問い合わせ等はありませんので、新たな事業者さんが、もちろん見つかる可能性、ご相談がある可能性というのはあると思っておりますけれども、なかなかこう、ワンユニット9人という、一般的に言う、経営的にですね、収支が成り立ちにくい事業規模であるというところ、それから、あと作木という場所なので、西側とか北側ですね、安芸高田市であったり、島根県であったりということで、グループホームは地域密着型ですので、三次市民でないと利用できないということで、東側と南側から来られる方が対象ということになりますので、そういった地域性とかですね、そういったことがありますので、ちょっと今非常に厳しい面はあろうかと思っておりますけれども、今後そういった、4月以降もですね、ご相談があれば、ぜひしていきたいと思うんですが、市として積極的に見つけていくのかどうかというところは、次期計画の中で推計をしながら必要性を判断した上で考えていきたいというふうに思っております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 そうですね、事業者の新たなお問い合わせがないっていう部分であって今後、計画の中で必要性も含めて判断していくっていうことだったんですが、そうは言っても現状いらっしゃった部分もあると思うんで、その方がそのまま継続することはもう不可能だとは現時点では思いますが、やはりその地域の高齢者の方の安心安全な生活を守っていくという部分で、結果的にそれは確かに事業者さん見つかからない可能性はもちろんあると思うんですが、そのあたり市として積極的にその努力をしていく必要があるんじゃないかというのをちょっと再度もう1回聞かしてもらいたいと。グループホームという運営自体が、そのものが同じ形態が難しいというのであれば、他な形態になるにしろ、高齢者の安心、先ほど申し上げた、高齢者の方の安心安定のため、支所ですね作木支所と連携して、その施設の活用方法というのは考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、そのあたり再度お伺いします。

○新田委員長 山口高齢者福祉課長。

○山口高齢者福祉課長 現在で言いますと、スタートした当初はほとんどグループホーム作木のところ、町民の方が利用されているところが多かったと思っておりますけれども、現時点、直近で半分半分ぐらいな、作木の方が半分、その他の地域の方が半分ということだったんですけども、やはり家に近いところの施設に入所したいというニーズが、高齢者によっては当然あると思っておりますし、グループホーム作木がですね、

作木町から一旦休止ということになることについては、地域の皆様にとっては良いことではないというふうに思っていますので、そういった運営したいという事業所が、そういう方がいらっしゃれば、ぜひお声を聞いてみたいというふうには思っておりますけれども、積極的にちょっと募集等ですね、するかどうかにつきましては、市内全体のサービス料のところも勘案しながら考えていきたいと思っております。グループホームにつきましては、例えばデイサービスとかですね、小規模多機能施設のように、地域バランスでサービスが受けれないと、デイサービスであれば、送迎できる範囲内というものがありますので、その地域にないとサービスを受けれないという事態が発生したりしますけれども、グループホームといいましたら、やはり入所施設ということになりますので、送迎等の問題は発生しませんので、そういったところ、通所であったり訪問系と違う事情がありますので、そういった入所系という、ちょっと初めてのケースなんですけれども、考えながら判断していきたいなというふうに思っております。それから、他の用途につきましては、やはり、今までグループホームであるという中で、2階も含めて、福祉の利活用を中心に考えてきたわけですけれども、今度は直営という中で、1階と2階含めてですね、福祉だけではなくて、いろんな利活用のところも検討していくようになるろうかと思っておりますので、まずはグループホームをどうしていくのかということから考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○新田委員長 他にございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から1点ほど。今回、運営が困難になったということでございますけれども、1階、2階、それぞれ今年度どのぐらいの利用者がいらっしゃったのか。またこれがなくなることによってその利用者さんはどうなっていくのか。今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○新田委員長 山口高齢者福祉課長。

○山口高齢者福祉課長 1階がグループホームでございましたけれども、昨年度中ということになりますけれども、1年間では8.4人、平均で入居されてるということで9人の定員に対して8.4人ということでのご利用ということになります。それから作木の冬季限定の宿泊施設の方につきましては、直近で言えば、令和6年度の4月まで入居者の方いらっしゃったんですけども、現在は0人ということになっております。2階の方は入居者がいらっしゃらない状況だったんですけども、1階につきましては入居者いらっしゃいましたので、そういった方につきましては、他の施設に移っていただく必要がありますので、同じようなグループホーム、市内にありますので、そういったところへ移っていただく手配であったり、それから要介護3以上の方であれば、特別養護老人ホームという施設にも入れますので、そういったところも、ご紹介しながら、何より、ご本人さんとご家族さんのご希望を聞きながら、行く先というのは考えていっているところで、今のところは3月中旬をめぐりでですね、一部伸びる方もいらっしゃるかもしれませんが、この3月31日までには、新しいお住まいの場所が皆さん決まる予定ということになっております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 37 号の審査を終わります。福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(福祉保健部退室、市民部入室)

○新田委員長 それでは次に、議案第 23 号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松本市民部長。

○松本市民部長 それでは、市民課、課税課が所管いたします、議案第 23 号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。

説明内容、提出資料は、2月20日開催の全員協議会での内容と重複いたしますが、ご了承ください。説明は、提出させていただいております資料に沿って説明をさせていただきます。資料1ページをご覧ください。令和8年度国民健康保険税率の改正について、県が示す標準保険税率では、前期高齢者交付金等の、前々年度精算分の年度間調整額がプラスになったことから、保険税部分が圧縮され、昨年度と比較し、医療分の上がり幅は大幅に引き下げられました。また、後期分、介護分は微増となっております。令和8年度の保険税率は、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、算定分に、子ども・子育て納付金3,000円見込んでおりますけれども、が加わることとなります。県の示す標準保険税率で算出すると、子ども分を除けば、1人当たりの調定額は、増加額3,993円、3.37%増となり、増加率の上がり幅につきましては、大きく縮減されました。子ども分を含めて5.9%となり、昨年度の増加率5.73%から微増となり、上がり幅の平準化が図れることとなりました。そのため、令和8年度国民健康保険税率については、1.今回、県の示す標準保険税率通りにすることで、県の統一基準に追いつく。2.法定外繰入額も発生しない見込みとなるので、赤字団体になることが回避され、国保事業において、被保険者に対する影響を回避することができることから、県の示す標準保険税率通りに、国民健康保険税率を設定しようとするものです。税率改正案は、2の改正内容欄に記載の通り、子ども・子育て支援金分も含め、所得税割14.10%。均等割6万3,439円、平等割3万8,091円、子ども・子育て支援分に係る18歳以上、均等割52円です。なお、子ども・子育て支援金分を除くと、所得割13.82%、均等割6万2,193円、平等割3万7,314円です。次ページをご覧ください。次ページの3、県が示す標準税率とその対応で、太線内が本市の改正案でございます。子ども・子育て支援金制度については、総務省からの正式な通知が発出されておきませんので、子ども・子育て支援分を除いた税率改正案を本議会に提出させていただいております。資料2をご覧ください。子ども・子育て支援金を含んだ、税率改正案でのシミュレーションとなります。資料の見方ですが、シミュレーション1の場合で、右端の黄色いセル欄、56万9,479円が年税額です。その下、3万5,886円が、対前年との比較による増額となる数字です。その下の6.73%が伸び率、その下の6万3,275円が、年税額を納期で除した1期分の平均税額と

なります。その左、3,987円が、1期当たりの対前年との比較により増額となる数値でございます。以下、シミュレーション2から6までをご参考ください。最後に、資料1にお戻りください。最下段に参考として、国民健康保険財政調整基金の状況でございます。令和7年度の決算見込では、財政調整基金1,583万4,000円を取り崩し、基金残高は348円と想定しております。以上で、国民健康保険税税率改正案についての説明といたします。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 2点質問させていただきます。昨年もですね、この標準税率に対してですね、上げ幅のところがあったんですけども、増加分率があったんですけども、今年度はそこが縮小されたということで、昨年、実はこちらの議案については反対討論がありました。本会議において、その中の理由としては、いわゆる、社会保障制度の維持のため、保険料と言いつつもですね、保険料というものをやはり市民生活にとって負担になるという内容でございました。今回の改正によって、市民生活がどのような影響があると考えられているのか、担当部としての見解を聞かせていただきたいと思います。2点目なんですけれども、三次市においてもこの保険の税率の調整計画があるかと思えます。今回は令和8年度についてはその計画通りなのか、最終的には、令和12年度を完全統一を目標にされていたかと思うんですけども、計画通りなのか、見解を聞かせていただければと思います。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 1点目の、市民生活にですね、どのような被保険者ということでよろしいでしょうか。被保険者に対してどのような負担がということでございますが、やっぱり、国保税率が若干でも上がる。この間、計画的には、2番手にもなりますけれども、上がり幅をなるべく平準化して、12年までに、県に合わせていくことを目標として、上がり幅をなるべく急激に上がるようなことは避けるということで、計画をしておりました。今回のことについて言えば、やはり保険税率が一人一人の金額は多少違いますけれども、医療分で3.37%の部分で増加するということについては、被保険者の方にもご負担いただくという部分だというふうに思っております。税率が計画通りかということでございますが、令和12年度に県統一するということを目途に、なるべく上がり幅を均衡にしていこうということで、やって参りました。県から毎年収支が決まって、三次市に対しての標準税率が示されるわけなんですけれども。それを見た段階で、これがどうなのかという、上がり幅が大丈夫なのかとかですね、いうことの検討を素材としてきたところなんです。今回は先ほど説明があったように、5%前後のところ、6%弱のところ。子ども・子育て制度を入れてなるということですので、医療分については、予定よりも下がった状態になりました。で、最終的には今回、県に合わせていくことで、そうしないとですね、7年度の補正にも出させていただいておりますが、赤字が予定されていますので、想定されるので、もし、7年度決算で、赤字になって、8年度も標準税率に合わせなかったら赤字になってしまう可能性があります。2年連続赤字になると赤字団体になると、国保事業の方の財源が減ってしまうということがございまして、減っ

てしまう、それは最終的には被保険者の皆様にも影響があるということで、今回医療分が思ったよりも下がったことで、子ども・子育て分はあるんですけども、昨年度と同じ程度の上がり幅におさまるので、今回、県通りに追いついていこうということで、したものです。計画通りかというところとちょっとイレギュラーではありました。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 ご説明いただいた中で保険者としての三次市としてこの国保制度の中で今回の税率改正するのは、やむを得ん部分であるのかなってというのは理解するんですが。そうした中で国保制度というのは国民皆保険制度の中で、いつも言われてるんですけど、最後の砦という部分ですよね、そういった部分の中で、5.9%、平均で5.9ですかね5.9のアップっていうのは被保険者の生活に対して非常に大きな影響があるんじゃないかと思います。そうした中で、保険者としての三次市ですね、市として、この被保険者への説明として、思いというか見解というのか、どのように考えていらっしゃるのか先ほども一定程度説明がありましたが、改めて、この税率アップについての思いという部分をどういうふうの説明していくんかも含めて少し補足でお願いしたいと思います。

○新田委員長 松本市民部長。

○松本市民部長 ありがとうございます。市の思いといいますかですね、あれなんですけども、やはりさっきもおっしゃられましたようにやっぱり国民健康保険、最後の砦というところはあります。そういった中で、保険全体、社会のいろんな医療法、社会保険含めて今国においても議論されておりますけども、どうしても負担が多くなってくる、その中でやっぱり、国民健康保険、そうは言いましても最後の砦といいましてもやっぱり、一般会計からそれを補填して保険料を調整するということになりますと、やはり他の保険者から見ると、それはどうなのかなというところはどうしてもぬぐえないものがあります。そういった中で、やはり、医療保険が上がっていく中で、応分の負担というものはですね、避けられないものというふうに考えております。あわせて、今回各保険者の方にも、子ども・子育て支援金制度ということでさらにご負担が各保険でかかってきます。そういったことも含めてですね、今後社会保険が上がってくるということがあってるんですけどもそれにつきましては、厳しいことは承知をしております。その中で、やはり一定程度のご負担をお願いしていかなきゃいけないというふうに思っております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 まずその辺り、思い、ご説明いただきましたがまず、市がどうこうとか、保険者である三次市としてどうこうという問題じゃなくもう、制度の課題っていうのもあるんじゃないかと思ひまして、その辺り、市議会としても意見書の提出等は行っておりますが、市としてもこれ国への要望、制度の改善というかこの負担、被保険者の負担が上がりにくいようなこの要望とかいうのはしっかりこれはされてるんですかね。今年例えば今年度あたり、どのような、要望活動されてるか少し、ご説明いただければと思います。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 これまでもなんですけれども、未就学児を対象とした均等割の5割軽減というのは令和4年度から出ます。これを18歳までにするようにということも、市長会通してですね、検討して、国への要望をして、これまでもずっとしておりました。で、国の動きですけれども昨年の11月の厚生労働省社会保障審議会の医療保険部会の議論の中で、この未就学児を対象とした均等割の5割軽減を、高校生年代の18歳までとするように検討が行われておりました、その検討の内容についても、各団体からの要望があったということも公開されておりました、当然県市長会、全国市長会からの要望ということも挙げております。その中に三次市が加わっております。まだ時期はあれですけれども、法改正に向けての動きがやっと議論されているということですので、引き続き、こういった取組はしていきながらですね、負担の軽減に努めて参りたいと、要請を行っていききたいというふうに思っておりますし、先ほどのもし、18歳までの負担軽減ということが法改正されればですね、遅れることなく、市の方も改正して参りたいというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第23号の審査を終わります。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(課税課・市民課退室、環境政策課入室)

○新田委員長 次に、議案第24号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松本市民部長。

○松本市民部長 それでは、環境政策課が所管します、議案第24号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明をいたします。

資料に基づいて説明をさせていただきます。資料1ページをご覧ください。本条例の改正理由については、広島県からの移譲事務のうち、生活衛生事務について、市町実施を終了し、県が実施することに伴い、当該事務に係る手数料徴収条例の一部を改正するものであります。2の改正内容の要旨をご覧ください。旅館業法に基づく旅館業許可申請手数料他記載の項目を削除いたします。削除にかかる対象事務ですが、(2)の通り、旅館業法公衆浴場法などに関するものです。最後に、令和8年4月1日以降の旅館業、理容業等の生活衛生事務に係る手続き窓口は、広島県北部保健所となります。以上で説明いたします。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 今まで市で窓口となってやっていたものが県の保健所に移管されるということになるのかなと思うんですけど、今の現状と、4月から何が変わるのかっていうのをちょっと教えていただけま

すか。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 現在、市町の方がですね、窓口になっておりまして、旅館業であるとか理美容、旅館の許可であるとか、理美容の申請、届け出の方については、市役所の窓口の方で、その受理であるとか、許可ということを行っておりました。ただ、これがですね、ちょっと専門性が高かったりするものですから、市としてもその、事業者とのやりとりの中で、なかなかはっきりとわからない部分等があった場合には、県とやりとりを行いながらやっていったというところなんですけれども、そういったところが今度、県の方に窓口の方が移るということで、そういったやりとりの時間的な短縮であるとか、専門性を、すぐに事業者の方にお伝えができるということで考えれば、利便性のほうが高くなるというふうに考えております。そういったところで、事業者の方にとっては、利便性の向上というところでは良くなるのかなというふうに考えております。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 今までお金もらってたかどうかかわかんないですけど、市のやってた仕事が県に行きました。県の方は充実したってことですかね。そっちの要は、保健所の方が受け入れる体制ができたってことですかね。

○新田委員長 折山環境政策課長。

○折山環境政策課長 そうですね。この間また県の方に引き上げられるということで、県とのやりとり等させていただいておりますけれども。現状年間約、市役所の方に窓口の方においでになる。変更の手続きであるとか、そういった件数で言いますと、大体年間、多少ずれはありますけれども、30件ぐらいあったんですけども、それが県の方に直接いくということであれば、これまで県の指導も仰ぎながらやってたところなんですけれども、そういうところが一括県の方でされるということで、良くなるのかなというふうには考えてます。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で、議案第24号の審査を終わります。市民部の皆さん、ありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時とします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。次に、議案第19号「三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 それでは、議案第19号「三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)」についてご説明します。

資料をご覧ください。乳児等通園支援事業とは、いわゆるこども誰でも通園制度のことであり、令和8年度からすべての市町村で実施されます。内容につきましては、こども家庭庁が作成しましたこども誰でも通園制度のリーフレットを資料として添付をさせていただいております。今回の提案理由は、子ども・子育て支援法等の改正により、乳児等通園支援事業こども誰でも通園制度が創設され、子ども・子育て支援法において、特定乳児等通園支援事業の運営についての基準を市が条例で定めることとされていることから、本条例を定めようとするものです。提案内容の趣旨でございますが、乳児等通園支援事業こども誰でも通園制度は、令和8年4月から、子ども・子育て支援法における、新たな給付制度である乳児等のための支援給付の対象事業となり、この給付制度の対象となる特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことについて、市から確認を受けることとされています。市がこの確認を行うため、国の基準に従いまして、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものです。条例の制定に当たり、本市において、特段の事情がないため、国の基準の通りとし、施行日は令和8年4月1日としております。

次に、令和7年9月定例会でご可決をいただきました、三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、本条例案の違いについてご説明をいたします。お手元の資料、概要3(1)をご覧ください。9月議会でご可決をいただいた条例は、根拠法令が児童福祉法で、内容は、事業を行う上での面積要件や職員配置等、市が認可するための基準、認可基準を定めるものです。つまり本事業を実施できるかどうかを定める基準となります。対しまして、本条例案は、根拠法令が子ども・子育て支援法で、定員設定や勤務体制の確保、苦情対応と、運営の適格性を市が確認するために必要な基準、確認基準を定めるものです。つまりこの事業に対して、支援給付を出す対象としてふさわしい運営ができるかどうかを判断するための基準でございます。こども誰でも通園制度は児童福祉法において、乳児等通園支援事業として位置付けられ、子ども・子育て支援法においては、来年度以降、乳児等のための支援給付として、給付制度となります。本条例案により、市の確認を受けた事業者が、給付を受けることができるというものです。

続きまして、資料の概要3(2)、本条例案の概要についてご説明をいたします。第1章の総則は第1条から第2条までであり、趣旨、一般原則を定めております。第2章の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準では、第1節の利用定員に関する基準として、第3条で定めています。第2節の運営に関する基準は第4条から第32条までであり、運営規定、勤務体制の確保、秘密保持等を定めています。第3章の雑則では、第33条において、電磁的記録等に関することを定めています。

次に、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の概要についてご説明をいたします。この事業の目的は、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としています。利用対象者は、0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児で、利用時間数は、子ども1人当たり

月 10 時間までとなります。実施対象施設、この事業を実施できる施設は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園です。利用料は 1 時間 300 円で、事業所が徴収し、生活保護世帯、市民税非課税世帯等には減免措置があります。利用方法は、保護者からの申請により、市が認定した後、保護者と事業所との直接契約により、施設を利用していただく流れとなります。また、本事業を実施する施設についてですが、公立保育所においては、東光保育所、酒屋保育所、三良坂保育所、みわ保育所、こうぬ保育所の 5 箇所、私立においては、現在、認可申請中の 2 箇所の保育施設の計 7 箇所を予定しております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、4 月 1 日からの実施に向けて、3 月中旬からホームページや広報みよし、SNS 等の各種媒体を活用して周知を図っていきます。また、チラシを作成し、あらゆる機会を通じて配布を行う予定です。利用者による利用認定申請の受け付けや登録・面談については、3 月中から実施を予定し、4 月 1 日から利用していただけるよう準備を進めて参ります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

片岡委員。

○片岡委員 今回挙げられているのが、条例を定めるということでも挙げられてるんですけども、4 月から行われるのが乳幼児等通園支援事業ということであるんですけども、今回市で挙げられるのが、特定乳児等通園事業ということになるんですけども、この特定っていうのがついたからには何が違うのか、対象者が違うのか、事業者が違うのか、この辺何か特定とつくのが、意味があるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 この、こども誰でも通園制度ですけども、まず、乳児等通園支援事業という事業の枠組みの中で、まず、面積要件や職員配置等クリアしているか、市が認可するための必要な基準がございます。これをクリアした後にですね、今回、条例案で提案させていただいております。この条例につきまして、定員設定や勤務体制の確保、苦情対応等、その運営の適格性を市が確認をいたします。その確認をクリアした事業所が、特定乳児等通園支援事業者ということになります。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 事業としては全く同じことを指してるってことですか。特定等入ってるけど。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 そうですね。この確認基準、市の確認基準をクリアした事業者が特定の乳児等通園支援事業者ということになりますので、その基準について定めますので、本条例案には特定という文言がついております。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 先ほど部長のご説明の中に、市内5箇所、私立2箇所、計7箇所という説明がありました。受け入れのことでちょっとお聞きします。月10時間以内ということで利用制限があるんですけども、今のこの本市の中で7箇所、この子どもさんを受け入れるキャパですね。それは確保されているのか、お伺いします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 受け入れ人数のご質問でございますけども、現在本市としましては、一般型及び余裕活用型をそれぞれ申請されているところもありますけども、まず本年度につきましては、9名程度の利用数を見込んでおります。

○新田委員長 ちょっと1点だけ。事業所が、公立が5箇所、私立が2箇所が決まっているというお話でしたけど、運営について認可をこれからするという段階で、もう7箇所のそのクリアというか、これは大丈夫だっているのはあるんですか。それとも、この法ができたことによって、ちょっとここは待たせようというか整備が必要というようなことが生じるんでしょうか。

柳保育課長。

○柳保育課長 基本的にはこの認可基準と確認基準というものがありますので、こちらにつきましては、大体、認可基準をクリアしておけば、あとはちょっと確認基準の設定等のクリアをしておけば、許可が下りると考えております。

○新田委員長 だから7箇所いくだろうということですよ。

柳保育課長。

○柳保育課長 はい。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 今民間事業所の2箇所から確認申請いただいているんですけども、こちらの方は、書類の方の申請はですね、申請というか審査は済んでおりますので、この議案をご可決いただいた後には、正式な確認を行いまして、4月1日からの実施に向けては、周知等も含めて動いていこうというふうに考えております。

○新田委員長 他にございますか。

國重委員。

○國重委員 1点ほどちょっとお伺いしたいんですが。この通園支援事業の中においてですね、利用方法というのがあるんですが、保護者からの申請により、市が認定すると、事業所との直接契約により、施設を利用できるということなんですが、市が認定する保護者というのはどういう方なんですか。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 市が認定する保護者というのは、やはり今、保育施設等に通っていない未就園児が利用対象ということになります。で、今現在、国がこども誰でも通園制度総合支援システムというものの導入を進めておりまして、もちろん三次市の方も導入するんですけども、そういったシステム

を使ってですね、スムーズに利用者の方から申請手続きに入っていけるように、今準備を進めているところですよ。

○新田委員長 他にございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 2点お聞きします。国からの実際のその、お金ですよ。給付がどのくらい入ってくるのかなっていうのがあるのと、あともう1つ、私立の保育所が今2箇所なんですけど、今後、追加で3つ、4つってなった場合に、これ1年ごとのあれなんですかね、申請なんですか。その都度都度、増えていって感じなんですかね。その辺をちょっと教えてください。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 市が確認をして、確認基準をクリアして国から交付金を受ける場合なんですけれども、保護者からは、先ほど申しましたように300円をいただくんですけども、市の方からは、基本分単価として、子ども1人当たり、1時間につき1,700円で、1、2歳児については、1時間当たり1,400円ということで、この金額が、令和8年度の補助基準単価というふうになっております。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 先ほど随時か1年ごとかというご質問なんですけども、基本的にこちらの方の事業の承認等につきましては、子ども・子育て会議の方にも承認を得るようになっておりますので、基本的には、随時でもいいんですが、1年ごとということ今思っております。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 公立が今5箇所なんですけど、公立を増やしていく予定はあるのかどうか。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 こちらも利用状況、これからの利用状況等も勘案しまして、今のところ、一時保育を行っているところからということで、そちらをやっとるんですけども。これから利用増等の勘案の中で、増やしていくかというのは考えていこうと思っております。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第19号の審査を終わります。

次に、議案第25号「三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 それでは議案第25号「三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明します。

資料をご覧ください。今回の改正内容は、条例別表から三次市敷地保育所の名称及び位置を削ろうとするものです。施行日は令和8年4月1日としております。敷地保育所につきましては、令和6年2月

に策定をした第3期三次市立保育所規模適正化基本方針及び第3期三次市立保育所規模適正化推進計画前期計画において、規模適正化の対象保育所となりました。内容については、保育所全体の入所児童数が20人未満で、今後2年以上20人以上の保育需要が見込めないこと。また、地域内児童数が減少する見込みであり、近隣に代替となる保育所があるといった理由から、令和9年3月31日までに廃止するというものです。これを受けまして、令和6年5月と8月に、敷地保育所の保護者及び敷地自治振興会への説明会を開催いたしました。その後、令和7年2月に、敷地保育所の児童の保護者へ個別に説明を行い、子どもの育ちを最優先に考え、適切な保育環境を整えるために、令和7年度末で敷地保育所を廃止することについて、ご理解をいただいたところです。また、令和7年7月には、敷地自治振興会にも説明をさせていただき、廃所についてご理解を得まして、令和8年3月31日をもって廃所とするものです。現在敷地保育所に通っている児童5名については、4月からは全員希望された保育所に通所される予定です。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 では、まず確認も含めて質問させていただきます。敷地保育所については、保護者、自治振興会へ説明をされて、それぞれからご理解を得ることができたというふうに今説明していただきましたけれども、その理解を得たというその判断ですよね。担当部として、どのような説明をされて、理解を得たと判断をされた理由のところを聞かせていただきたいと思います。例えば何か同意書を交わしたとか、そういったものですか。1点お聞きします。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 この同意を得たというふうに判断させていただいた経緯ですけども、まず、この6年の2月にですね、第3期三次市立保育所規模適正化基本方針および推進計画を策定させていただきました。この計画において保育所の入所人数というのが、20人未満であって、2年以上にわたって20人以上の保育需要が見込めない保育所につきましては、廃所、休所等を検討していくということが基本でございます。これに伴いまして、令和6年2月に計画推進の方を説明させていただいていく中で、この敷地保育所についても該当とするということで、6年中に5月と8月につきまして、説明会を開催してきました。その中で、保護者や地域住民に説明をさせていただいてきたところ、この7年度の、この新入所の児童数等も考慮した判断、考えをしていただきたいと思いますというご意見がいただいております。そして7年の1月に7年度の入所予定の児童数が出ましたので、それを保護者に説明させていただいて、それをもとに市の方向性と、子どもの育ちっていうのを最優先に考えて、適切な保育環境を整える必要があるということの説明させていただく中で、保護者の方は、その人数であればということでご理解をいただいていたところです。それで保護者のご理解をいただいた後、それが整いましたので、今度地域の方へ出向きまして、地域の方に、保護者の話等を伝えまして、地域としても、子どもの人数がないということになれば致し方ないということでもご理解をいただいたところで判断をさせていただきました。

同意書の方については、交わしておりません。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 説明ありがとうございました。4名の方が通われていたということで、それぞれ希望する保育所に、今後通われるということではありますが、中には遠方からもあると思いますが、この説明会または意見交換の中で通園に対して、どのような意見が出たのか。またはこの希望者の希望する保育所に行かれる方に対して、何かそういう特別な措置等は三次市の方で計画または実施されるのか。聞かせていただければと思います。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 こちらにつきましては、まず最優先といたしましたのは、今、通っておられる保護者、子どもさんにつきましては行きたいところ、自分が希望されているところへ最優先に入所していただくということを行っておりますので、何か特別なというのはないんですが、地域的なことで言いますと、この敷地保育所に通っておられる方は、基本的には地元の方が居られなかったんで、それにつきましては、特別な配慮とか、例えばバスとか何とかってところについてはありません。

○新田委員長 他にございますか。

國重委員。

○國重委員 先ほど藤岡委員がいろいろお話しされましたが、1点ほど。その後、令和8年の3月31日をもって閉鎖ということですが、それ以降の跡地ですね。これをどのようにお考えか教えてください。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 跡地利用につきましては、地域の皆さんにご説明をさせていただいた中でも、様々なご意見をいただいております。今後の活用について、特に取りまとめて、こうして欲しいという取りまとめたご意見等はないんですけども、今後地域の皆さんと話し合いをさせていただく中で、方向性を見出していきたいと考えていますし、その際には本市の公共施設等総合管理計画等もございましてそれに沿って、関係部署とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○新田委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第25号の審査を終わります。

次に、議案第26号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 それでは議案第26号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。

資料をご覧ください。今回の提案理由は、国から乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、関係条例である三次市乳児等通園支援事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。提案内容の要旨といたしましては、主に乳児等通園支援の確保が困難である離島、その他の地域における特例措置等を定めようとするものです。施行日は令和8年4月1日としています。主な改正内容についてご説明いたします。まず、第9条、第10条、第13条、第16条、第18条、第20条については、国による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例中の字句等を改めるものです。第22条につきましては、乳児等通園支援の確保が困難であるとその他の地域における設備及び職員の基準について、特例措置等を定めようとするもので、第22条の2として、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において、一般型、乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しないとする内容を加えるものです。なお本市においては、特例保育を行っている事業者はございません。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 こちらの三次市においては特例保育をしている事業所はないということだったんですけれども、1点質問で、離島のところはわかるんですけれども、その他の地域というものがありますよね。これは具体的に言うと、どういった地域を指しているのか教えていただければと思います。

○新田委員長 中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 この、その他の地域でございますけれども、こども家庭庁の長官が定める離島、その他の地域の中には、山村振興法による、規定された振興山村というものがございます。本市においても該当する地域がございますけれども、しかしこの地域においては通常の基準で施設運営を行っておりますので、特例保育等は行っている事業所もございませんし、公立保育所はもちろん、通常の基準で施設運営を行っているところです。

○新田委員長 他にございませんか。

柳保育課長。

○柳保育課長 すみません。先ほど議案第19号の説明の中で、月橋副委員長に説明をさせていただいた、子ども・子育て会議での承認と言いましたけれども、子ども・子育て会議に意見聴取をしなければいけないという形になっておりますので、訂正させていただきます。

○新田委員長 それでは、以上で議案第26号の審査を終わります。子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(子育て支援部退室、教育部入室)

○新田委員長 それでは次に、議案第27号「三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、議案第 27 号「三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、現行の学校医の報酬に定期健康診断 1 時間につき 1 万円の加算を追加し、関係条例である、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。資料の方をご覧ください。医師の高齢化によりまして、学校医の確保が大変厳しくなっている現状の中で、少ない学校医で広い市域に点在する学校を分担していただいております。三次市学校保健会からは、医師が各診療所の診療時間を割く、または、休憩時間に遠方の学校まで定期健康診断に行っており、健診のための拘束時間の長さが負担になっているとの意見をいただいたことから、処遇改善を行うものでございます。

2 枚目の方の資料をご覧ください。令和 7 年度、定期健康診断に関する資料でございます。令和 7 年 5 月 1 日現在の小中学校の児童生徒数は 3,275 名です。内科医 27 名、歯科医 19 名、眼科医 4 名で担当していただいております。耳鼻科医は 1 名でございますので、市立三次中央病院と広島県医師会からも派遣をしていただいております。学校医の報酬は年額 9 万 7,100 円で、定期健康診断の担当校が 2 校以上の場合、1 校当たり 9,800 円、また、児童生徒 1 人当たり 100 円を加算をしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

重信委員。

○重信委員 改正理由をですね、先ほど部長の方から述べていただきました。学校医の確保が難しいなど、今回の報酬を上げることについてもう少しちょっと詳しく教えてもらいたいのが 1 点と、今後の学校医のですね、確保について、教育委員会としてどう考えておられるのか、2 点ほどお伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 先ほど申し上げましたように、医師の皆さんが高齢化をしているということと、あと実は、各学校へ健康診断に行っていていただいておりますけれども、それは平日の昼間になりますので、各診療所のその時間を休んで行っていただいているようになります。またもしくは先ほど申し上げましたように、休憩時間に行っていただいたりしております。先生によっては、看護師とか、歯科衛生士とかをお連れいただいている場合もございます。そのような実態もございまして、少しやはり拘束時間も長いということで、何とかならないかというご意見をいただいたものですから、このたび、このように、処遇改善をさせていただくということでございます。医師の確保につきましては、三次地区の医師会の先生方に大変ご協力いただいておりますので、引き続きご協力いただきますように、お願いをしていくということと、先ほど申しました、耳鼻科医はやはりお一方しかおられませんので、引き続き市立三次中央病院でありますとか、広島県医師会からも協力をいただきたいというふうに考えております。

○新田委員長 他にございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 2点質問させていただきます。まず1点目はですね、1時間につき1万円の加算を追加するという事なんですけれども、この1万円にされた理由ですよね。2万円でもいいですし、5,000円の可能性もあったと思うんですけれども、他市等の事例を検討されたのかなと思うんですが、この1万円の加算にされた、金額を設定された理由をまず1点目にお聞きしたいと思います。2点目なんですけれども、三次市特別職の職員ということで、三次市がこの金額についてはもちろん負担するものと思っっているんですけれども、今回の加算改定によって、三次市のここの事業における支出の部分はどれぐらい影響があるものなのか、どれぐらいを想定されているのか、聞かせていただきたいと思います。以上2点です。

○新田委員長 新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 1点目の加算額の根拠ですが、加算額1時間当たり1万円ですが、総務課が示す報償費基準一覧の1～2時間以内が2万円をもとに算出させていただき、それをもとに整理させていただいております。予算の方ですが、現時点での現行と改正等において、増額分約1.37倍と考えて約260万程度の増額を考えております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第27号の審査を終わります。教育部の皆さんありがとうございます。それではここでしばらく休憩したいと思います。再開は午後1時45分とします。

午後1時37分 休憩

午後1時45分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、委員会審査報告書に沿って、議案の討論、採決を行います。

これより請願第1号「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例並びに手話言語に関する条例を別立てで制定することについて」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。請願第1号を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、請願第1号は採択すべきものと決しました。なお、この請願の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見は、先ほどの質疑を中心にまとめることを、正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、議案第19号「三次市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)」につい

て討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 24 号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号「三次市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。本案を原案の通り、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 27 号「三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 27 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号「指定管理者の指定の変更について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いします。なお、ご意見は議案審査に係るものとしてください。

増田委員。

○増田委員 議案第 37 号「指定管理者の指定の変更について」なのですが、意見としては、令和 8 年度は、市による施設についての直営管理ということですが、令和 8 年度以降も、地域の高齢者の安心安全な生活に資するよう、他の事業者による指定管理、運営を図るなど、事業の継続を含めて、今後引き続き検討していただきたい旨、意見をつけていただきたいと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 では、そのようにさせていただきます、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、教育民生常任委員会に係る請願及び議案の審査を終了します。委員の皆さん、ご苦労さまでした。

午後 1 時 53 分 終了

三次市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 2 日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一